

# 会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

## 令和2年度当初予算分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p><b>1 直轄警察犬の導入について</b> 増加傾向にある警察犬の出動要請に迅速、確実に対応できるよう、直轄警察犬の早期実現に取り組むこと。</p>	<p>各種事案に対する警察犬の出動要請に迅速、確実に対応することは、重要であると認識している。 引き続き、直轄警察犬指導手を育成していくとともに、直轄警察犬の導入を前向きに検討していく。 鑑識活動運営費（直轄警察犬指導手育成経費） 2, 1 1 2千円</p>
<p><b>2 県内和牛肥育農家の経営安定について</b> 牛肉の中国輸入解禁に向けた対策、鳥取県産牛肉の輸出促進対策及びハラール対応可能となるよう株式会社鳥取県食肉センターの施設改修に取り組むこと。</p>	<p>食肉センターの施設改修には、国の支援策が活用できる場合があるため、まずは食肉センターを含めたJAグループの意向を確認しながら対応していきたい。</p>
<p><b>3 児童相談所について</b> 児童相談所の負担感軽減のため、第三者評価を新年度からスタートさせること。また、信頼される児童相談所経験者を応援団として複数用意すること。（第三者評価：組織の健全化を図るため、問題点、課題の点検、改善への提案、人材育成の方針までを対象に行う。）</p>	<p>児童相談所の一時保護所における第三者評価については、まずは令和2年度に1カ所の児童相談所において受審することとし、他の児童相談所の一時保護所についても、再来年度以降、順次取り組むこととしている。 加えて、一時保護所での施設内虐待事案を踏まえ、第三者による検証委員会を設置し、発生要因の検証や児童相談所全般の業務見直しを行う。 また、児童相談所のサポート体制を強化するため、児童相談所の運営全般に対して外部有識者（児童相談所OB、学識経験者）等からの助言指導を得ることができる体制を令和元年度6月補正予算で整備しており、来年度も継続する。 ・児相相談所体制強化事業 1 6, 6 9 1千円</p>
<p><b>4 栄養教諭について</b> 子どもの食育環境の充実と個別対応の強化のため、新規採用の学校栄養士については、栄養教諭として募集・採用すること。</p>	<p>本県では、栄養教諭の制度導入時から、予算に定められた栄養教諭の定数に欠員が生じる場合には、現に勤務している学校栄養職員の中から選考することとしている。 現在も栄養教諭免許を有し、意欲をもって取り組んでいる学校栄養職員が多いため、令和2年度当初予算において栄養教諭の増員も検討しており、当面は選考による任用を考えているが、今後は、若者の定着や優秀な若い人材確保といった観点からも採用方法について検討したい。</p>
<p><b>5 産後ケアについて</b> 現在、産後ケアに関して、民間団体が資金もあまりない中で活動を続けている。利用件数は増加しており、ある団体では約200件だったものがここ数年で約800件になり、4倍になっている。（その中でも有料のものは4分の1程度で600件ほどは無料でボランティア相談を行っているのが現状。）このような民間団体が実施している産後ケアの活動に関して、施設の改修補助や活動に対する継続的な経費支援などを行うこと。</p>	<p>産後ケアを行う民間団体（助産所）について、施設の増築・改修に要する工事費や設備購入費等の支援制度を新たに設ける。 また、活動に対する継続的な経費支援については、実態をよく調査した上でどのような支援が可能であるか検討してみたい。 ・産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業（助産所施設・設備整備事業） 3, 0 0 0千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p><b>6 性暴力被害者への支援について</b>  性暴力に関しての県民の理解度はまだまだ低い。現在の刑法の問題点も含め、性暴力に対しての正しい理解が進み、性暴力がなくなるような施策が必要である。性暴力被害者支援に関し、県民の理解を深めること。また、関係機関における継続的研修を行うこと。</p>	<p>性暴力被害者支援の必要性や相談・支援の取組を進めるため、「性暴力被害者支援センターとっとり」の取組を広く県民に周知するため、リーフレット、カード、ステッカーやホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、新聞広報、街頭広報などによる広報活動を行い、県民理解の促進を図っていく。</p> <p>また、センターにおいて、LINE相談を試行するなど、新たな広報・相談媒体の活用を検討していく。</p> <p>関係機関における研修については、センターとの共催により公開講座（年3回程度開催）を実施しており、さらに市町村、高校、大学等の福祉人権研修の場で、「性暴力被害者支援」をテーマとした出前説明会の開催頻度を高めるなど、研修の場を増やしていく。</p> <p>・性暴力被害者支援連携事業 16,772千円</p>
<p><b>7 調理師の養成について</b>  現在、県東部には調理師を養成する学校、もしくはコースがなく、ホテルなど調理師不足に悩むところもある。観光立県を目指す中、魅力ある“食”の提供は重要であり、同時に若者の県内定着にも役立つことから、県東部の高等学校での調理師養成コースの設置等について検討すること。</p>	<p>東部地区には調理師免許が取得できる高校はない状況にあるが、今後の高校の在り方の検討に当たり、各産業界から人材不足の意見を伺っているところである。</p> <p>今後も引き続き各産業界からの御意見を踏まえた上で、県全体での学科のあり方、将来を見据えた雇用動向なども考慮しながら、総合的に検討したい。</p>
<p><b>8 情報発信の多言語化について</b>  県内在住外国人ではベトナム人が一番多いため、ベトナム語でも情報が入手できるよう防災、災害時等の緊急情報、就労、医療などの情報のベトナム語対応の強化に取り組むこと。</p>	<p>ベトナム語での情報発信の取組として、ホームページのベトナム語対応を行うとともに、防災アプリ「あんしんトリピーなび」のベトナム語を含めた多言語化運用を今年度中に開始予定であり、避難情報、警報等の気象情報等の緊急情報を翻訳し、情報提供を行うこととしている。</p> <p>医療面でも、ベトナム語等、多言語に対応した電子翻訳機器の医療機関への整備を進めていくほか、ベトナム語等による医療パンフレットの作成を進めていく。</p> <p>企業における外国人就労への対応として、ベトナム語対応の労働相談窓口などを案内するリーフレットを配布、外国人雇用サポートデスクの相談ではベトナム語通訳等の同席を行っていることに加え、社内マニュアルの翻訳や日本語学習教材の購入など社内多言語化を支援する。</p> <p>また、(公財)鳥取県国際交流財団においては、ベトナム語に対応した多言語メールマガジンやホームページを開設して、ベトナム語など多言語に対応した災害情報等の重要なお知らせ、生活安心情報の提供などを行うとともに、今年度から外国人総合相談に係るベトナム語対応職員の増員や多言語翻訳機器の導入を行い、サポート体制を強化したところである。</p> <p>引き続き、県内在住外国人が安心・安全に生活することができるよう、ベトナム語をはじめとする多言語によるきめ細やかな情報の発信・提供に努めていく。</p> <p>・鳥取県国際交流財団助成事業 55,465千円  ・外国人総合相談窓口運営事業 20,000千円  ・外国人材から選ばれる「鳥取県」環境整備事業 6,404千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>9 フードシェアリングの取組みについて</b> 鳥取県のフードシェア・フードバンクの取組について、現在、一般住民が少量・小口の食品提供を希望する際、常設の集積場所がない(わからない)状況である。県が市町村や協力団体・事業者と協働し、県全体の仕組みづくりをとりまとめ、推進すること。(例えば、アプリを利用しての、需要に応じた供給の仕組みづくり、そして県民への広報・周知が広がれば、食品ロスの大きな削減と循環型社会を推し進めることができる。)</p>	<p>食品ロスの削減は、一般廃棄物排出量を削減するための重要な課題であることから、食品ロス削減を一層県民運動として盛り上げるためのイベント開催や事業者等の余剰食品をより効果的に扱うためのフードシェアアプリの県内普及を図ることとする。 また、フードバンク団体、小売事業者、市町村等と協議会を設け、流通過程で生じる余剰食品をフードバンク等に提供する方法を検討しているところであり、今後は住民からの食品提供の仕組みを含め協議を行い、アプリの活用などフードシェア及びフードバンクの仕組みづくり等を検討している。 ・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業 5,252千円</p>
<p><b>10 国産農産物の需要拡大の促進等について</b> 治水安全上もしくは環境整備の観点から、事業化に向けて千代川水系河川整備計画に位置付けるように国に要望すること。</p>	<p>鳥取市の考えも伺いながら、千代川の治水安全度等が高まるよう、河川整備計画の変更について市とともに国へ要望等を行っていく。</p>
<p><b>11 特別天然記念物について</b> 特別天然記念物の保護、実態調査等に対する財政措置を行うこと。特に、今後実施予定のオオサンショウウオの実態調査については、県が財政措置をして、市町村と連携のもと鳥取県全域で実施すること。</p>	<p>特別天然記念物であるオオサンショウウオの実態調査についてはこれまで県が行っており、今後も引き続き県が行っていく予定である。 県がオオサンショウウオの実態調査を行うに際しては、他県では交雑種が増加しているといった現状を市町村と共有し、調査への理解と協力をいただく必要がある。県としては、先ず市町村と協議の場を設け、専門家からの御意見もいただきながら、令和2年度に具体的な調査方法や保護方針等を固めたうえで、その後の調査実施を予定している。</p>
<p><b>12 手話通訳に従事する者の頸肩腕障がいについて</b> 手話通訳に従事する者の頸肩腕障がいについて、県内での実態を調査するとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>手話通訳者等の頸肩腕障がいについては、スクリーニング検査をすることで対象者の現状把握を行いながら対策を進めている。今後も継続して取組を行うため、手話通訳者等のスクリーニング検査を実施し、効果的な健康管理に繋げていく。 ・手話でコミュニケーション事業 90,240千円</p>
<p><b>13 農業振興事業の要件緩和について</b> 現在の補助事業申請では規模拡大が要件となっているが、自然環境を含む地域保全や集落内の営農活動を基盤とする集落営農組織の特性を鑑み、継続的・安定的な集落営農を今後10年程度継続することや、環境を含む地域保全等を条件とし、規模拡大を伴わない場合においても機械設備の再取得が可能となるよう県事業の要件を緩和すること。</p>	<p>がんばる農家プラン事業の2回目以降の要件については、規模拡大だけでなく、付加価値の増加を新たな選択肢として追加する。 また、集落営農組織を将来にわたって維持、継承していくための後継者確保、畦畔管理の省力化などの取組等に対する新たな支援を行う。 ・集落営農体制強化支援事業 37,370千円</p>
<p><b>14 国産農畜産物の需要拡大の促進等について</b> 国産農畜産物・加工品および産地の付加価値向上に資する地理的表示(GI)の登録促進や、消費者への周知をすすめること。</p>	<p>県産農畜産物の需要拡大を図るため、地理的表示(GI)の登録促進や登録産品のブランド化・販路拡大を行うこととする。 ・GI(地理的表示)保護制度登録産品拡大・ブランド化事業 900千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>15 農業用廃プラスチック処理対策について</b>  2017年末に中国が廃プラスチックの輸入禁止を打ち出したことで、日本国内の業者の処理能力がひっ迫し、処理費が値上がりしている。農業場面において、廃プラ処理費用の値上げによる処理費の負担増から、野焼きや不法投棄の増加が心配され、環境面を考慮した万全な対策が急務となっている。SDGsに掲げられた取組に含まれている環境問題対応について、農業分野での取り組みが遅れることなく、農家の負担軽減となるよう、廃プラスチック処理費の一部助成を行うこと。</p>	<p>JAや外部有識者、県等で構成する「農業用廃プラスチック等適正処理対策推進協議会（仮称）」を設け、代替新資材（生分解性マルチ等）活用の調査研究を行うなど、対策について検討していく。  ・農業用廃プラスチック等適正処理対策推進事業 1, 116千円</p>
<p><b>16 私立中学校、高等学校の教員の働き方改革への対応について</b>  働き方改革の推進に当たり、教員についても部活動のあり方などが課題となっていることから、外部人材の活用等への支援の拡充と柔軟な運用や、休日等の大会への教員派遣の軽減に取り組むこと。</p>	<p>スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助限度額を拡充する。  ・私立学校教育振興補助金 1, 910, 081千円</p>
<p><b>17 生徒募集への支援について</b>  少子化がすすむ中、各学校では県外からの生徒の受入に積極的に取り組んでいる。県の進める移住政策とも重なるところでもあり、寮や下宿に対する支援等を拡充すること。</p>	<p>県外からの生徒受入れ環境整備の必要性に鑑み、民間施設（私立の学生寮、下宿の事前登録制度）の活用や八頭町と協力した県外優秀アスリートの住居費支援に加え、新たに日野高校の学生寮に土日祝日等にも舎監等を配置して、県外生徒の受入れができるようにすることを検討中であり、今後も、各市町から物件に関する情報を収集するとともに、県外生徒の受入れに関し、市町の支援も得ながら、受入環境の整備に取り組んでいく。  また、県外生徒の獲得のため各高校の特色づくりなど魅力化を進めるとともに、首都圏等でのPRにも積極的に取り組んでいく。  ・とっとり高校魅力化推進事業 31, 335千円</p> <p>私立高校についても、県外生徒等の募集、受入への支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改修による寮の整備経費について引き続き支援を行っていく。  ・私立学校教育振興補助金 1, 910, 081千円  ・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金 10, 800千円）</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p><b>18 医療福祉専門学校への支援について</b>  「鳥取県介護福祉士等修学資金修学生」制度を継続するとともに、早期募集、募集人数の拡大を行うこと。  介護福祉士の入学者を増やすため、離職者訓練の広報活動、高校進路指導担当者への説明等を行政機関が主体となって行うこと。  法改正に伴う理学療法士・作業療法士の臨床指導者養成講習の実費費用に対して助成金を交付すること。</p>	<p>鳥取県介護福祉士等修学資金制度を継続するとともに、早期募集等については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会と検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月臨時補正】介護福祉士等就学資金貸付事業 98,023千円</li> <li>・介護福祉士等修学資金貸付事業 4,276千円</li> </ul> <p>また、介護福祉士の入学者を増やすため、離職者支援に対する介護福祉士養成科の受講生募集の早期化など、広報を強化するとともに、引き続き、鳥取県福祉人材センターの高等学校訪問による進路担当者への就職説明等を行っていく。</p> <p>理学療法士・作業療法士の臨床実習指導者の養成（教員の確保）については養成校の責任において対応すべきと考えられる。なお、県としては現在、修学資金の貸し付けを行い、鳥取県に定着する理学療法士・作業療法士の確保に力を入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員等充足対策費 753,019千円</li> </ul>
<p><b>19 フリースクールへの支援の充実について</b>  フリースクール（私立適応指導教室）運営費補助の増額と、保護者負担軽減のための助成について検討すること。</p>	<p>フリースクールの運営費助成に加えて、フリースクールに通う児童生徒の経済的負担を軽減するため、授業料や交通費等を新たに支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクール連携推進事業 8,750千円</li> <li>・不登校対策事業 2,139千円</li> </ul>
<p><b>20 保育士等の人材確保について</b>  保育士等の質の高い人材確保に向け、処遇改善はもちろん、さらに総合的な人材確保対策を講ずること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう、引き続き働きかけていく。</p> <p>また、潜在保育士の就業促進及び現職保育士の離職防止に取り組むため、保育士・保育所支援センターのコーディネーター及び現職保育士の相談対応を行う職員の継続配置を今後検討する。また、後輩保育士を1対1で支援するエルダー制度の普及など離職防止に取り組む園を引き続き支援するとともに、県内外の保育士養成校に進学する学生に対する修学資金貸付などの経済支援を行い、人材確保に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保対策強化事業 107,471千円</li> </ul>
<p><b>21 不足する福祉・介護人材の確保に向けた支援強化について</b>  福祉・介護人材の確保は、本県にとっても喫緊の最重要課題であり、特に介護人材は、全国的に絶対数が不足しており待ったなしの状況である。鳥取県内での人材発掘及びマッチング機能を強化するための「就職支援コーディネーター」を増員配置すること。  介護人材の参入促進のための「介護福祉士等修学資金貸付事業」の貸付資金を確保するとともに、法人保証制度（現状：連帯保証人が求められている）を創設すること。</p>	<p>県社協に委託している「就職支援コーディネーター」の増員配置については、令和2年度当初予算での対応を検討している。</p> <p>また、「介護福祉士等修学資金貸付事業」については、貸付原資を国へ要望するとともに、法人保証については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会に、連帯保証人として法人を認めるように通知し、令和元年12月から取り扱いを見直されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業  （介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 9,616千円</li> <li>・介護福祉士等修学資金貸付事業 4,276千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>22 障害者手帳のカード化について</b> 療育手帳に加え、厚生労働省令の改正により本年4月1日から、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳も、自治体の判断により、カード化が可能となっている。カードのサイズはクレジットカードや運転免許証と同じサイズであり、従来の手帳より耐久性に優れ、小さくて持ち運びやすく、提示しやすいなどの利便性が向上していることから、障害者手帳を当事者の要望に沿って、従来の手帳か、障害者手帳のカード化かを選択できるようにすること。</p>	<p>課題を共有する各都道府県と連携しながら、療育手帳、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の3障がいについて、カード化に向けた検討を行っている。手帳所持者にとって使いやすい制度となるよう、検討を進めていく。</p>
<p><b>23 障がいや障がい者への正しい理解の促進について</b> あいサポート条例において、事業者や県民の役割が定められているものの“配慮”の義務も含め、理解が十分進んでいるとは言い難い状況である。障害者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものにするため、事業者や県民が、障がいや障がい者について正しく理解していただくような施策に積極的に取り組むこと。</p>	<p>県内におけるあいサポーターの数は7万5千人を超え、あいサポート運動は着実に県民に浸透している中、今後もあいサポート条例の趣旨に従い、事業者や県民による障がい者の方に対する理解を更に深めるため、あいサポート研修、東京オリパラを契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル、農福連携マルシェの開催など多方面にわたって、障がい理解に繋がる施策を展開していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート推進事業 12,486千円</li> <li>・2020東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル中国・四国大会開催事業 18,036千円</li> </ul>
<p><b>24 点字資料作成に係る助成制度の創設について</b> あいサポート条例の5つの柱の一つに「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実」が掲げられており、その手段の一つである手話通訳者派遣の県費負担制度は、徐々に拡充してきており望ましいことである。しかし、視覚障がい者にとって点字資料は大切なコミュニケーション手段であるが、点字資料作成に係る助成制度がないため、福祉団体にとって大きな負担となっている。点字資料の作成頻度が高い福祉団体は、財政基盤が脆弱な団体が多く、会議や事業を多く実施すると財政的に厳しいことから、点字資料作成に係る助成制度を創設すること。</p>	<p>障がい者団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費への支援を行うとともに、情報保障の一環として、点字資料の作成への支援も拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字資料等作成支援事業 300千円</li> </ul>
<p><b>25 県産材の販路拡大・利用拡大について</b> 住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、優良製材品にかかる台湾・韓国等海外需要を開拓するとともに、国内では工務店等から需要が少なく、海外向けの輸出量を増大するため、海外では必要とされる面取りや積込み港までの運賃等を支援すること。 また、現行のとっとり住まいる支援事業は、助成対象が住宅の新築・増改築等に限定されている。木材自給率50%達成と県産材需要拡大のため、助成対象を倉庫・車庫・店舗等へ拡充すること。また、森林認証材を使用した場合の助成制度の新設、認証材普及のための中小工務店に対するCOC認証取得助成制度の新設を行うこと。</p>	<p>韓国への継続輸出に加え、台湾やベトナムなど新たな輸出先の販路開拓に向けた市場調査等を行うとともに、運賃等の輸出に対する支援については、関係者から具体的な実情を聞きながら検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木づかいの国とっとり」県産木製品輸出チャレンジ事業 6,230千円</li> </ul> <p>県産材需要拡大のため、とっとり住まいる支援事業において、内装木質化への新たな支援事業を設けるとともに、新たに非住宅建築物の木造化への支援事業を創設する。COC認証取得への支援については、関係者から具体的な実情を聞きながら検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業 10,699千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>26 森林整備事業について</b>            最近の猛暑の中での下刈作業は能率が著しく低下するため、下刈の標準単価をアップすること。            造林事業について、急峻かつ遠隔な地域から森林整備の要望があった場合、要件となる搬出量の確保が難しく、放置森林となる。造林事業にかかる7例級以上での切捨間伐5ha、10m<sup>3</sup>以上搬出量確保の要件緩和を行うこと。</p>	<p>左に対する対応方針等            下刈りの標準単価は、国の定める作業工程に基づき設定することとされている。国において、標準的な工程の整備に向けた検討を行うため、例年工程分析調査の依頼がなされており、現場実態が適正に作業工程に反映されるよう、調査への積極的な協力を関係団体に働きかけていく。            急峻かつ遠隔等の理由により搬出間伐が困難である森林については、林業専用道等の基盤整備などに対して支援していく。</p>
<p><b>27 聴覚障がい者への配慮について</b>            地方版のローカルニュースには、字幕付与がないのが現状である。また、地域防災無線が音声言語による防災無線のため、情報を把握できない。NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入すること。また、地域防災無線の情報が、リアルタイムで全て把握できるようにすること。</p>	<p>テレビのローカルニュースにおける手話画像等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、最終的に判断されるものだが、県としても、機会を捉えて放送事業者へ引き続き働きかけを行っていく。            また、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう働きかけを行っていく。</p>
<p><b>28 高齢者の自動車運転免許証返納者への支援強化について</b>            現在、高齢者の自動車運転免許証返納者に対して、一定の補助・支援がなされているが、支援期間の延長や、新たな支援策の検討など、県としてできる事を検討すること。</p>	<p>現在、運転免許証の自主返納に対する公共交通機関の割引については、タクシー料金や一部の鉄道・バス運賃の割引などが実施されており、各市町村においてもバスやタクシーの利用者に対する独自の補助制度を構築している。            県では、運転免許証返納者をはじめ移動が困難な人への支援として、小規模高齢化集落等に居住する高齢者等へのタクシー助成や住民主体の共助交通等と組み合わせた支援制度の新設等、市町村の実情に応じて地域が活用できる新たな交通体系モデルへの転換支援のための支援制度を創設する。            ・地域交通体系《鳥取モデル》構築事業 242,276千円</p>
<p><b>29 小規模事業者等経営支援交付金の継続拡充について</b>            経営指導員の法定化に伴う支援体制強化、後継者等の育成、倒産の未然防止等の経営安定対策などに対応するため、小規模事業者等経営支援交付金の継続拡充を行うこと。</p>	<p>商工団体による後継者等育成、経営安定対策などの経営支援に加え、法定経営指導員等による計画策定・実行についても小規模事業者等経営支援交付金で支援する。            ・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所）            873,137千円</p>
<p><b>30 消費税対策について</b>            令和元年10月からの消費税増税、軽減税率導入に対し、小規模事業者が抱える転嫁対策、軽減税率導入対策等へのきめ細やかな継続支援が求められるため、消費税増税、軽減税率対策に関する相談窓口の設置や巡回支援対応への支援を行うこと。また、インボイス制度導入に向けた準備・対応を進めること。</p>	<p>県内企業の経済活動における悪影響や混乱が生じないように、引き続き、税務署・商工団体等と連携し、個別相談や経営指導等の支援を行うとともに、軽減税率制度・インボイス制度等の周知・指導や円滑な施行に向けた国への要望活動など、庁内一丸となって関係機関等と連携しながら、必要な対策を講じていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>31 「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の周知徹底について</b>  令和元年6月に、新・担い手三法が成立したことを踏まえ、「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」について、すべての公共工事発注者に周知徹底を図ること。特に、災害時の緊急性に応じた随意契約の活用、繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等が確実に実施されるよう徹底すること。</p>	<p>昨年6月の新・担い手三法の成立を受け、県内各発注機関に対して改正法の適切な運用を通知するとともに、発注者協議会等の機会を通じて周知している。  災害時における随意契約については、透明性と公正性に留意しつつ、関係団体と協議しながら、活用の是非について検討していく。  施工時期の平準化等については、来年度もゼロ県債を活用した平準化に取り組むこととしており、余裕期間制度、繰越制度などを活用しながら適正工期による発注を徹底する。  ・令和元年度ゼロ県債設定額 3,394百万円</p>
<p><b>32 建設業における働き方改革について</b>  建設業における週休2日制の普及、社会保険加入の促進等の労働環境の整備を図るため、補正係数の引き上げ、単価の見直し等を行うこと。併せて、積雪寒冷地の特性、熱中症予防対策等に配慮した積算基準の見直し等を行うこと。また、技術者の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引き上げを行うこと。</p>	<p>週休2日制の普及等に向けた補正係数の引上げ、単価の見直しについては、国に準じた補正係数、単価を用いているところであり、日給月給制技能労働者の賃金低下の課題があることも踏まえ、さらなる労働環境の改善を図るため、国に対して補正係数の引上げ、単価の見直しを要望していく。  積雪寒冷地及び熱中症予防対策に係る積算基準の見直し、現場管理費及び一般管理費の引上げについては、国の改正を受けて見直ししているところだが、技術者の処遇改善のため、更なる引上げを国に要望していく。</p>